

境界問題相談センター愛媛 特別会計規程

(趣旨)

第1条 境界問題相談センター愛媛特別会計に関する資金の収支については、この規程による。

(収入)

第2条 境界問題相談センター愛媛の運営に関する資金は、次の各号に掲げる収入とする。

- (1) 手数料の収入
- (2) 寄付金、その他の収入
- (3) 一般会計からの繰入金

(支出)

第3条 前条の収入をもって、次の各号の支弁に当てる。

- (1) 日当及び報酬の支出
- (2) その他の運営諸経費の支出

(準用規定)

第4条 この規程に基づく経理事務の処理は、愛媛県土地家屋調査士会会計規程に準じて行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年9月25日から施行する。